

るに文部省の改定案に従へば、この「つつみ」、「つめ」等上にあげたる諸例の語は自由の繰縦を阻止せらるることとならざるべからず。加之現に「智慧」なり「月」なり「杖」なりと意識せるものを「じゑ」、「ずき」、「ずゑ」と書くべしと強制したりとて果して国民の反抗を買はずして止むべきか。実にかくの如きはいふべくして行ふべからざる事なるのみならず、一は国語の組織を破るものなるべし。国語調査会には斯道の大学者を網羅せられたるに何故に連濁のこの重大事実を無視せられたるにか。これ或は連濁音といふ名称にとらはれ、ただ成熟語に存するものと認めて国語繰縦の過程に起る臨時的現象たるものあることを忘れたるによるか。なほ一步を進めて論ずれば、この連濁音を有する成語といふものは、本来この自由繰縦によりてなれる臨時的の組合せになれる語が、固定的のものとなりたる第二次的のものにして、連濁の本義はこの自由繰縦の過程に起る臨時現象にありとす。この故に若し連濁音を固定せる名詞動詞等の内部の現象に止まるといふものあらば、吾人はこれを目して未だ連濁の真相を知らざるものといはむとす。

以上の理由によりて吾人は「ぢ」、「づ」の仮名は廃棄すべからぬものなりと主張す。

第八 「くわ」の廃棄

国語調査会の改定案には「くわ」の仮名遣を廃止せり。これ

につれて「くわ」の音も廃止すべきことはいふまでもあらざるべし。これが廃止の理由は蓋しこの音無しといふに帰すべし。

然れども「くわ」の音の全国に多く存するは事実なり。この故にこれらの廃止を主張する人はそれが全国に存せぬといふ事と東京語に存せぬとの理由を以てこれに答へむとすべし。されど、東京語がしかく正確なるものなりや。東京語に存すると否とを以て絶対的の標準とせむことは危険なり。況んや世の文明に進むにつれて声音も亦精密になり行くは必然の事なり。東京語に無くばこれを教へて可なり。過誤を知りて強ひてそれに倣ふの要何処にかあらむ。この「くわ」は字音にのみ限られたれど、吾人はこれを廃止することの文化の進歩に逆行するものなるを思ふが故にこれに反対を表明す。

なほ従来この「くわ」の廃止を主張せる論者の中にも、字音には廃止を主張して外国語の記載にはこれを採用すべしといへるものあるを見たり。かくの如き論者は外国語の記載法を制定せむ際には必ず「くわ」の存続を主張すべきこと明なり。外国語の記載に「くわ」を用る、国語化せる字音の記載には廃すべしとせばその説自家撞着なりといはざるべからず。この故に吾人は仮にこれを廃止すとしても、それは外国語の記載法の制定と相待つものとして、これが廃止は尚早なりと主張するものなり。

第九 長音符の不合理

今、仮名遣改定案を見るに、国語仮名遣の部にありてその長音をあらはす方法を見るに、ア列長音には「ア」を長音符とし、イ列長音には「イ」を長音符とし、ウ列長音には「ウ」を長音符としたるは一貫の条理を認め得べし。然るにエ列長音には「イ」をその長音符とし、オ列長音には「ウ」をその長音符とせることの理由如何。これ決して表音的といふことを得ざるなり。そのかくするに到りし理由は恐らくは字音の末尾に「イ」「ウ」を用ゐるによりてこれに準拠せりといふにあるべし。然れどもこれ決して首肯すべからず。

字音の末尾に「イ」、「ウ」を用ゐるは決してこれが長音符たるが故にあらず。たとへば、

英 計 制 定 寧 平 命 例 衛

の如きは、今日の発音にては、いづれもエ、ケ、セ、テ、ネ、ヘ、メ、レ、エの長呼音の如くなれるもあれば、いかにもその「イ」がエ列長音の長音符たる姿を呈せりといふべし。

然れども、これらは本来その仮名の示すままに、エ列母音の次に「イ」音の来りたるさまに発音せられしものにして、決して「イ」が長音符の用をなしたりしにあらざるなり。今日にては「イ」がエの長音符の如く見ゆることありといへども、これ「エイ」、「ケイ」等の字面が発音上「エー」、「ケー」等とかはれるものにして、これも亦仮名と発音との不一致を来したりし

結果なり。この故にエ列の長音符に「イ」を用ゐるは字音の記載法に倣ふといふまでの事にして学理上の根拠あるにあらざるなり。

次にオ列長音なる字音の末尾に「ウ」字を用ゐるも亦表音主義より見れば、不合理たるなり。字音の「ウ」のオ列長音の長音符の如く見ゆるものには、二様の別あり。一はア列音の下に「ウ」のつけるものにして、

鸚 高 草 当 腦 方 盲 陽 郎 王

の如き文字なり。これらは本来は仮名の示す如く「アウ」、「カウ」乃至「ラウ」「ワウ」等の如く発音せられしものなるが、慣用久しくしていつしか上の「ア」韻と下の「ウ」音とが相影響し融合してオ列の長音の如くなりしまでのものにして、「ウ」がオ列長音たることを示す作用をなせるものにあらず。

これらの例を以て「ウ」にオの長音符たる資格ありとするは迷へるものなり。又オ列の音に「ウ」を添へたる字音あり。すなはち

応 公 送 東 農 奉 蒙 用 樓 翁

の如き文字これなり。これらも本来は仮名の示せる如くオ列の音の下に「ウ」を添へて正しく「ウ」を発音せしものにして、決してオ列の長音にてはあらざりしなるは、字音の歴史を知るもの誰も認むる所なり。それが慣用久しきにつれて、オ列の長音の如くなりしものにして、これにも「ウ」にオの長音

たることを示す要素は無き筈なり。この故に「エイ」、「ケイ」を「エー」、「ケー」の如く発音するも、「アウ」、「カウ」、「オウ」、「コウ」を「オー」、「コー」の如く発音するも、いづれも一様の事情によるものなり。その事情とは本来仮名にて示す如くに発音せらしものが、慣用久しき間に一長音の如くなりしにて、これまた仮名遣と発音との乖離に基づくものなり。

然るに世人往々この理を忘れて「イ」をエ音の長音符「ウ」をオ音の長音符たる如く思へるは、これ即ち論者の所謂歴史的仮名遣にあらずして何ぞや。実にこれを表音主義によりてあらはさむとし、而してア列の長音に「ア」を用ゐ、イ列の長音に「イ」を用ゐ、ウ列の長音に「ウ」を用ゐる主義を以て推さば、エ列長音には「エ」を用ゐ、オ列長音には「オ」を用ゐざるべからざるは理の当然なり。然るにこれを改めむとせずして以て表音主義なりと称せむとすとも誰かこれに心服せむや。字音の「イ」、「ウ」を改むることなきは古来の慣例を重んじたりといはばいはるべきが、国語にこれを及ぼせるに至りては吾人これを評する辞なきに苦しむものなり。

字音に於いてその表音主義をば末尾の「イ」「ウ」の形式に及ぼすことなき穩当の主義をとれるものならば、国語に於いても用言の活用などに変更を施さざるを可とせずや。然るに改定案はこれらに顧慮すること無し。これを以て論ずれば字音には寛にして国語には酷なりといふ譏を免れず。よし其れら

の点は姑く論ぜずとしても、その字音の形式を国語の仮名遣に應用するに至りては、自己の論理を不徹底ならしむるのみならず、国語を以て字音の奴隸たらしむるものにあらずして何ぞや。

加之、上の如く「イ」「ウ」を「エ」「オ」の長音符として用ゐることはこれ一字一音の所謂表音主義に背馳するものにあらずや。同じ「イ」にして一方に於いては文字のままに発音し、他方に於いて「エ」の長音を示し、同じ「ウ」にして一方に於いては文字のままに発音し、他方に於いて「オ」の長音を示すこと、これ一字にして二様の音を表明するものにあらずして何ぞや。かくの如きはその表音主義の下に於いても一貫の条理なきものといはるべきにあらずや。

要するに国語調査会のこの長音符に関する点は不合理自家撞著等種々の弱点を有するものたること明かなりとす。

第十 動詞の終止形を長音と称することの不合理

改定案の国語表記通則といふを見るに、ア列、イ列、ウ列、エ列、オ列、の五列にわたりて、その長音といふものあり。この長音といへるものにつきてその実例を見るに体言、用言等雑駁なれば、今先づその動詞に於けるものにつきて論ぜむ。

先づウ列長音としてあげたる例中

くふ(食)

すふ(吸)

ぬふ(縫)

おぶふ(負) ゆふ(結) くるふ(狂)

いふ(言)

等はハ行四段活用の動詞にして、調査会案に「う」とかける所はその終止形(連体形)の「ふ」を書き改めたるなり。かくの如くなれば、ただ字面を見たるのみにては「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、その説明を見れば、甚しき不合理の存するを見る。何となれば、吾人の見る所を以てすれば、この「ふ」はその用言の一活用形にして、音としては一個の音節の価値を有するものなり。されば「くふ」、「すふ」、「ぬふ」、「ゆふ」等は二音節よりなれる語にして、その「ふ」は事実上「う」と発音せられてあるは勿論なれど、その「くふ」、「すふ」、「ぬふ」、「ゆふ」は「く」、「す」、「ぬ」、「ゆ」の長呼音にはあらず。又「おぶふ」「くるふ」は三音節の語にして、その「ぶふ」「るふ」は二音節にして「ぶ」「る」の長呼音にあらぬは明らかなり。これらの事實は明白なる事にして何人も否定し得べきものにあらず。然るに国語調査会はこれらをすべて一の長音とせり。長音といふことは世人には軽々しく見過され易きか知らねど、これは一音節にして二音節にあらぬことを言明せるものなり。かくてこれらが二音節にあらぬことを言明せる確証は「いふ」を「ゆう」と改むべしといへるにても明らかなり。

今若し国語調査会の如く、これらを二音節にあらざして一の長音なりとせば、これらの動詞の活用は如何にして説明せ

られむとするか。殊に甚しきはかの「いふ」なり。国語調査会の案によらば、「いふ」は

未然形 連用形 終止形(連体形) 已然形(命令形)

いわ いい ゆう いえ

とせむより外なかるべし。かくの如くにしてわが国語は甚しく不規則なりとせらるるに至らむ。「いふ」の「ふ」が「う」の如くに発音せらるることは事實なり。又その「いう」が「ゆう」の如くに聞ゆるも事實なり。然れどもこれ「い」と「う」との相互の影響による臨時の現象にして、これを以て全く仮名を改めて言語の組織を破るべきものにあらず。

次にオ列長音としてあげたる例中

うけおふ(請負) あらそふ(争) おもふ(思)

まよふ(迷)

の数語も亦ハ行四段活用の動詞にして、調査会案に「う」とかける所はその終止形(連体形)の「ふ」を書き改めたるものなり。これも亦唯字面のみを見れば、単に「う」と「ふ」との差のみの如くに見ゆれど、この説明を見、又その實際を察すればウ列長音の例中にあげたるものよりも一層不合理なるを見るべし。先づこの「うけおふ」、「あらそふ」、「おもふ」、「まよふ」等の「ふ」は本来一音節たるものにして、これが、「う」と発音せられてもなほ一音節たることを失はず。然るに調査会案はこの「う」をばオの長音符として上の「お」、「そ」、「も」、「よ」の

長呼せらるるものとせり。これ一方に於いては二音節を一長呼音とせることの既に述べたる如き不理をなせると共に、これが真に「お」、「そ」、「も」、「よ」の長呼音なりとせば、「う」を書けることの不条理なるを思はずばならず。かくてそれらは発音上明白に長呼して

うけおー あらそー おもー まよー

と呼ばざるべからざることとなるが、かくの如き発音をこれらの語に實際なす人ありや。吾人はこれを知らざるなり。加之これが、真に長音ならば、「う」をかくは人を迷はすものにして、既に述べたる如くに「お」をかくべき筈のものなり。されど吾人はこれらすべてを否定し、たとひ表音的にすとも、それらは「う」をかくべきものとして、その「う」は長音符にあらずして一音節たるを失はぬものなることを主張す。

抑も仮名遣といふものは何を目的としてあらはれたるものなりとするか、ただ発音を忠実に記載すれば足れりとするものなりや。単に発音のみを機械的に記述する目的ならば音声学の記号によるを可とせずや。されど仮名遣は国語の記載をなすものにして、単なる声音の記載にあらず。この故にこれが記載の方法は国語の法格に依拠してその範囲内に於いてなるべく発音に近きを求むるはもとより妨なしとす。然れども発音のまま記すと称して国語の法格を破壊せむが如きは断じて容すべからず。

かくてこの問題は「ふ」を「う」と改むるといふが如き一の文字の置き換へに過ぎざる如き小問題にあらずして、既にいふ如く、この「う」は長音符としての「う」なれば、「くふ」「すふ」等が二音節なりや。又「く」「す」等の長呼の一音節なりやといふ学理上の大問題を含むものなりとす。吾人は国語の語幹と語尾との関係よりして、それが二音節たるべきことを信ずると共に、それが声音上にも現実に二音節たるものにして、表音的に「う」とかくとしてもそれは「う」にて一音節をなすものなるを主張す。

この点に於いて国語調査会がその説を主張せむには、語法上の問題と発音上の問題との二重の点に於いてこれが合理的事実なることを立証して、吾人をして首肯せしむべき責任を有するものなり。

かく論じ来りて、その改定案の国語仮名遣の部の第六を見るに「う」に発音されるふはうに改める」とある例に

あらう(洗ふ) まう(舞ふ) やとう(傭ふ)

といふものあり。これによればその「う」は「ふ」の変化せるものにして、これにて一音節をなすと認めたること明かなり。而してこれらの「ふ」はハ行四段活用の動詞の終止形の「ふ」なること明かなり。然るに既に述べたる如く「ウ列長音に発音されるもの」といへる第九には

くう(食ふ) すう(吸ふ) ぬう(縫ふ)

おぶう(負ふ) ゆう(結ふ) くるう(狂ふ)

「オ列長音に発音されるもの」といへる第十の例中には

うけおう(請負ふ) あらそう(争ふ) おもう(思ふ)

まよう(迷ふ)

といへる例あり。これらの諸例の「くう」、「すう」等が長呼音にあらざして二の音節たることは既に論ぜし所なるが、今国語調査会はその第六の例に於いて吾人が論ぜし如く、二音節と認めたる証を残せり。然るに一方に於いては同様のものを長呼の一音節とせること上の如し。見よ。

あらう まう やとう

の場合には「らう」、「まう」、「とう」が二音節にして

くう すう ぬう おぶう ゆう くるふ うけおう

あらそう おもう まよう

等の場合には、同じハ行四段活用の終止形にして、それらの

二字が一音節たるの理由果して存するか。ことに

やとう

の場合と

うけおう あらそう おもう まよう

の場合とは共に終止形の「ふ」の変形せる「う」にして、上の音が共に「オ」列の音なるに、一方は二音節にして一方は一音節なるの理由は、吾人の如何にしても首肯し得ざる所なり。こ

れを以て察するに、国語調査会のこれらの音韻の説明はただ一時の思ひ付きにして深き根柢なきものにあらざるなきかを疑ふ。

第十一 形容詞の連用形を長音とせることについて

次にオ列長音といへる中にあげたる次の例

あかう(赤) ちかう(近) ながう(長)

あさう(浅) くさう(臭) いたう(痛)

かたう(堅) つめたう(冷) あぶなう(危)

こはう(強) しばう(吝) あまう(甘)

せまう(狭) はやう(早) くらう(暗)

からう(辛) あらう(粗) よわう(弱)

これらはいづれも所謂形容詞の連用形の「く」が音便にて「う」となりたるものなり。かくてそれらの語幹は

あか、ちか、なが、あさ、くさ、いた、かた、つめた、

あぶな、こは、しば、あま、せま、はや、くら、から、

あら、よわ、

等なる事實は、日本人として知らざるものあるまじ。而してその連用形が本来「く」にして、その形は

あかく、ちかく、ながく、あさく、くさく、いたく、かた

く、つめたく、あぶなく、こはく、あまく、せまく、はや

く、くらく、からく、あらく、よわく、

の形にて現に日常使用せられてあるはいふまでも無し。この「く」が音便にて臨時に「う」となることも、理論はさておき、事實は国民周知の事なり。かくてこの「う」が附属する場合に上の語幹の「ア」韻が「う」の影響を受け、「う」も亦上の影響を受け相反映して「オ」韻の音に近づきてあることも事實なり。かくてこの場合に於ける発音がオ列音の長音となれりと思へば、こは発音のままに「こお」、「そお」といふ如き文字を用ゐるべき筈なり、然るにここにはその長音符として「う」を使用せり。この故に調査会案にてはこの「う」も亦音便の「う」をあらはすものにあらずして、長音符としての「う」なればその価値は全く別なりとす。

ここに於いてか問題生ず。この音便といふものは本来発音上の一時の現象にすぎざるものなり。しかもこれらはたとひ一時の現象たりといへ、「く」の変形なる以上明に語幹と語尾との關係を有するものなり。今調査会案の如くにせば、その語幹に変化を来すのみならず、語幹の長呼によりて一の活用形をなすこととならざるべからず。かくてこれと同時に國語の法格の上に重大なる變動を呈するに至らむ。この故に調査会がこれを主張する以上、同時に形容詞の法則の上に如何なる改革を加ふべきかの合理的説明を下さざるべからず。仮名遣を改むと稱して語法をやぶりてそのままにあるべきにあらざればなり。

第十二 四段活用動詞の未然形に「う」のつけるものについて

國語の仮名遣改定案のオ列長音といふものの例中

あはう(逢)	かはう(買)	まはう(舞)
さかう(咲)	きかう(聞)	いそがう(急)
はなさう(話)	かへさう(返)	ちらさう(散)
うたう(打)	かたう(勝)	たたう(立)
しなう(死)	あそばう(遊)	とばう(飛)
はこばう(運)	あゆまう(歩)	やすまう(休)
たのまう(頼)	いのらう(祈)	かへらう(帰)
とほらう(通)		

の諸例は、四段活用(奈行良行変格活用をも含む)の動詞の未然形にこの所謂助動詞「う」のつきたる場合のものなり。而してその未然形の「ア」韻なる音と「う」とが相互の影響によりて「オ」韻の長呼の如くになれるは事實なり。されど、これあるが為に動詞の語幹をまで「おう」、「こう」、「そう」、「とう」、「う」、「ほう」、「もう」、「ろう」等と書き改めざるべからざる理由は成立せず。況んや調査会の改定案の「う」は一の所謂助動詞にあらずして、ただの長音符なること明かなれば、同じく「う」を用ゐたりとも世人の用ゐる「う」とは学理上全く別のものなり。かくてこの「おう」、「こう」、「そう」等は動詞の活用に変動を